

資料 1 関係

1. 見込みで購入をしているが、証紙が余り増え続けています。どうにかできませんか(民間に流用しても余ってしまいます。)

回答

公共工事で証紙が余ったときは、民間工事で使用していただくとしておりますが、発注者によっては、余った証紙を他の公共工事で使用することを認めている場合もありますので、発注者にご確認ください。

2. 当社では工場内でプレカット等の作業を行って、その材料を基に現場作業を行うが、工場内作業は証紙貼付の対象外と言われ、元請からの払い出しを受けられない。材料加工は現場作業に欠かせないので対象となるのではないか？

回答

建退共の共済証紙の交付（貼付）については、建設現場で作業に従事した場合を対象としており、工場内での材料加工作業等は交付（貼付）対象となりません。

3. 元請が払い出した証紙の代金を、工事金額から差し引いています。どうにかできませんか？（会場での質問）

回答

民間工事の場合は、原則労働者を直接雇用している事業主（下請）が証紙代金を負担することとなっております。一方、公共工事の場合には、下請分を含めた建退共の掛金相当額が工事費の中にあらかじめ積算されていますので、共済証紙を購入し、下請（二次以下の下請を含む）の労働者の就労日数に応じて共済証紙の交付を行うこととなっておりますので、掛金負担者は元請であり、証紙代金を工事請負代金から差し引くことは出来ません。

もし、公共工事であるにもかかわらず、工事請負代金から差し引かれている場合は、元請に申し出ていただき、聞き入れられない時は、発注者にご相談ください。

資料 2 関係

4. 今後も紙方式を続けたいが、将来的に紙証紙が無くなることはあるのか？

回答

今後も証紙貼付方式は継続します。

5. 就労実績報告作成ツールはいつから使い始めればいいのか？

回答

10月21日から電子申請対応バージョンとなっており、ご利用いただけます。今後、電子申請の本格的実施までにバージョンアップを予定しておりますが、今の段階からご使用いただいても、データは引き継げるようになっていきます。

また、本ツールでは、元請・下請間の証紙請求様式である就労実績報告に係る書類が作成できます。

これは、従来、証紙を請求するために下請が元請に提出する書類が元請ごとに異なっていたものを統一し、その統一様式を作成できるツールになりますので、全ての共済契約者の方に、ダウンロードしていただくことをお勧めいたします。

6. 電子申請方式が始まれば、CCUSに必ず加入しなければならないのか？

回答

CCUSの加入については、任意加入と聞いております。建退共はCCUSの普及促進に協力しております。

7. 元請が電子、下請が紙の場合、元請は紙証紙を購入し続けなければならないのか？

回答

元請は工事ごとに証紙貼付方式と電子申請方式を使い分けることが出来ますが、電子申請方式を採用した工事現場においては、下請の被共済者の就労分についても、すべて電子申請による掛金納付となります。このため、証紙の交付を行う必要はありません。

8. 電子申請方式に変える場合、事業所はいつまでに、どんなことをすれば良いか？

回答

令和3年3月から電子申請方式の受付を開始いたします。ホームページで電子申請方式申込書をダウンロードするか、就労実績報告作成ツールから印刷して建退共支部にご提出ください。

9. 電子申請方式への変更手続きについて、実務者への説明会は今後行われるのか？

回答

説明会については、原則WEB会議方式となります。開催等についてもビデオ配信になる予定です。

10. 証紙購入について、現在は1か月ごとに就労日数分を購入している。電子申請方式になると、工事ごと又は現場ごとの購入しかできなくなるのか？

回答

例えば、口座振替方式により、定額を毎月引き落とす方法があります。この定額は、毎月金額を変更することも可能ですので、就労実績が取りまとまった後、設定をお願い申し上げます。（金額変更の締め切りは毎月26日の10営業日前です。）

11. 電子申請方式に変更した場合の退職金請求手続きの方法はどうか？

回答

手続き方法に変更はありません。
ただし、退職金請求後、退職金の振込までに掛金が充当された際は、掛金納付実績に加算されますので、支払われる退職金額が請求時の見込額より増える場合があります。また、加算した掛金納付実績に基づく退職金額と支払済み退職金額との差額を追加でお支払いすることもあります。

12. 午前中にA現場、午後にB現場で作業した場合、どちらかの元請が申請を取り下げるのか？下請が就労実績報告作成時点で、申請先を決めるのか？

回答

複数の元請の下で下請となる場合については、下請が就労実績報告作成時点で申請先を決めますが、それぞれの元請の下での実労働時間に基づき、按分して各元請に請求する等の対応を取っていただきます。

資料3 関係

13. 共通様式について、今から使用しても構わないか？

回答

令和3年4月以降に発注される公共工事から使用開始予定としております。なお、様式等につきましては、現時点での改正案であり、今後、関係省庁における検討により内容が変更されることがあります。

14. 建退共の様式に何でCCUSのIDを記載しないといけないのか？

回答

建退共制度においては、被共済者の就労実績に応じて確実に掛金を充当することが必須であると考えております。このため、建設キャリアアップシステムのデータは、被共済者が特定の日に特定の現場で働いたことを裏付けるものであり、建退共制度の履行を確保する上で、大きな意味があるものと考えております。

このことから、参考情報ではございますが、各種様式に事業者 ID など建設キャリアアップシステムの登録情報を記載していただくこととしております。

資料 4 関係

15. 証紙の金額が 320 円になりますが、在庫の 310 円証紙はどのようにすれば良いか？

回答

9 月就労分まで適正に交付及び貼付を行っていただき、それでも余った共済証紙は、金融機関で新証紙に交換することができます。

16. 310 円証紙に事前に会社印を押してしまっています。9 月就労分までに無くならない場合、交換は出来ますか？交換できない場合、そのように対応すれば良いですか？

回答

交換できる証紙は未使用証紙（消印したものは不可）のみ可能なため、公共・民間問わず手帳へ貼付・下請けへの交付に努めてください。

17. 利回りが 1.3%に引き下げられますが、退職金請求の際、R03.9/30 分までは 3.0%、10/1 以降は 1.3%で計算されるのか？あるいは、10/1 以降の請求は全て 1.3%で計算されるようになるのか？

回答

令和 3 年 9 月末日までの掛金（貼付された証紙分）につきましては、令和 3 年 10 月 1 日以降に退職した場合であっても従前の予定運用利回りが適用されます。

また、令和 3 年 10 月 1 日以降の掛金分（320 円証紙）から 1.3%の予定運用利回りが適用されます。

なお、320 円の掛金を含む具体的な退職金額については、令和 3 年 10 月より建退共ホームページに退職金試算ページを掲載いたしますので、そちらをご活用ください。